

## 第2章

### ベトナムの地方制度と省級人民評議会 —地方議会選挙の機能に関する予備的考察—

石塚 二葉

#### 要約：

ベトナムでは建国以来一貫して国民の直接選挙で国会および各級の人民評議会が選ばれており、またベトナムの地方制度は1980年以来その層構造および地方政権の構成についてほぼ変更なく継続してきた。現在の第12期党指導部のもとで、ベトナムの地方制度はドイモイ期に入って初めて主要な変革の対象となっているが、そのなかでも省級の重要性には変化がないか、むしろ相対的に大きくなることが予想される。本稿は、ベトナムの共産党一党独裁体制の安定・維持のために地方議会、なかでも省級人民評議会とその代表選挙が果たしている役割について検討するための準備作業として、ベトナムの地方制度の概要や、そのなかにおける人民評議会の位置づけについて明らかにすることを目的とする。

キーワード： ベトナム 共産党 一党独裁体制 地方制度 地方議会

#### はじめに

ベトナム共産党は、1945年9月のベトナム民主共和国創立以来、国家機関としての議会とそれを選ぶ選挙に一定の重要性を付与してきた。そのことは、9月2日に独立宣言が読み上げられて間もない同月8日には国会を選ぶための総選挙に関する大統領令14号が出されていることから窺われる。実際、第1回の国会（当初は憲法制定議会）代表選挙<sup>1</sup>は、まだ国土の南半分にはフランス軍が、北半分には中国国民党軍が駐留した状態であった1946年1月に行われている。選出された国会が憲法上で定められた権能をどの程度実質的に果たしてきたかはおくとして、ベトナムでは、1945年以来、国民によって直接選挙される国会の存在自体はほぼ疑問の余地のないものとして受け入れられてきているといえる。

---

<sup>1</sup> 国会や人民評議会の議員はベトナム語では「đại biểu（代表）」と呼ばれるため、本稿では「代表」の呼称を用いる。

地方議会について見ると、国会ほどその普遍性に議論の余地がないわけではないが、直接選挙による人民評議会がベトナム民主共和国初期から制度化され、以来主要な変動もなく今日に至っている点では国会同様である。ベトナムの地方制度に関する最初の法令は、1945年11月22日付の大統領令63号と12月21日付の大統領令77号である。両大統領令では、農村部では4層、都市部では3層または2層の地方行政単位が設けられ、一部の層では人民評議会を置いていなかった。その後、1959年と1980年の憲法では、地方の層構造に修正が加えられるとともに、すべての地方行政単位に人民評議会が置かれることになった。以来、今日に至るまで原則的にすべての地方行政単位に人民評議会が置かれている。人民評議会が住民による直接選挙で選ばれることに関しては当初から変更がない。

本稿は、ベトナムの共産党一党独裁体制の安定・維持のために地方議会、なかでも省級人民評議会とその代表選挙が果たしている役割について検討するための準備作業として、ベトナムの地方制度の概要や、そのなかにおける人民評議会の位置づけについて明らかにすることを目的とする。ベトナム政治研究では、国会と国会代表選挙の同様の機能について検討を行った先行研究は若干存在するが、地方議会を扱ったものは管見の限りでは見当たらない。そればかりか、より基本的な人民評議会の組織や活動等についても、従来ほとんど政治学的な研究の対象とはなっていない。ベトナム国会は、ドイモイ期に入り、選挙における競争性を一定程度高める改革がなされたり、その立法機能や行政監視機能が一定程度強化されたりしてきたことが知られているが、地方レベルの人民評議会についても同様の変化が観察されるのか。国会と人民評議会の刷新のあり方が異なるとしたら、どのような理由によると考えられるのか。本稿では、ドイモイ期における地方制度改革の議論と実践を踏まえつつ、省級人民評議会とその代表選挙のもつ政治的意義について考える仮説を提示してみたい。

## 第1節 先行研究

ベトナムに関して権威主義体制論の枠組みないしそれに近い観点に基づいて議会選挙の意義の検討を行った研究としては、Salomon (2007)、Malesky and Schuler (2008, 2009, 2011, 2013)、Thiem Hai Bui (2014)などがある。

Salomon (2007)は、ドイモイ期ベトナムにおける政治改革のひとつの重要な要素としての国会改革に焦点を当て、その変化の射程と限界について論じている。サロモンは、まず、ベトナム共産党がドイモイ路線を採用したのは、ベトナム国内の社会経済上の諸問題と国際政治の変動という二重の危機に対処するためであることを確認する。そして、新しい社会経済システムの構築と、政治権力のアカウンタビリティの向上という2つの要請の帰結として、国会は、立法機関として、および社会主義民主の推進者として次第

に重要な役割を果たすようになってきたと述べている。

選挙に関していえば、自薦による立候補の承認、一定割合の非党員議員の確保、議席数より一定数多い候補者を立てることによる競争性の確保、有権者の支持が低い立候補申請者の排除などが、体制の民主的正統性を向上させる手段として指摘される。候補者となる党員は一定割合の得票率で当選しないと自己批判を義務づけられるなどの制裁を受けることから、選挙は、党幹部にとって一種の「人気投票」としても機能していると見られる。

他方、サロモンは、改革の根本的な目的が新しい時代における党の権力の恒久化と強化であることにも留意している。ドイモイ以前の国会の機能が純粋に象徴的、技術的なものであったのに対し、ドイモイ期の国会は一定の政治的な力を備えるようになった。とはいえ、その力とは党に対立するようなものではありえない。思想や原則の変化は現実のものであるが、建前と現実の乖離もまた現実のものであり、しかもそれは非常に大きいのである (Salomon 2007, 201)。

Thiem Hai Bui (2014)も同様に、議会選挙を国際法上の規範に照らして適正に行うことは国際的・国内的に体制の正統性を主張する根拠として重要性を持つという見地から、ベトナムが進めてきた選挙改革の意義と課題について考察している。考察の対象は、主として国会代表選挙と党中央委員会委員選挙である。

Malesky and Schuler (2008, 2009, 2011, 2013)は、党が国会代表選挙をどのように自らの権力の恒久化と強化のために利用しているかについてさらに具体的に検討を行っている。彼らは、2007年の国会代表選挙を事例として取り上げ、選挙に関する規定やその実施過程を詳細に検討するとともに、権威主義体制における選挙の政治的な機能に関する先行研究に照らして仮説を立て、計量的な分析による検証を行っている。彼らはまず、ベトナム共産党が、選挙の競争性や国会の代表制を向上させる改革を行う一方、投票結果の操作などのあからさまな手段を用いることなくほぼ自分たちが意図した通りの選挙結果を実現することができることを明らかにし、議会選挙が独裁者の恣意を抑制したり、より有能な体制幹部の選択を可能にするなどの機能を持つという仮説を排している。むしろ、ベトナムの国会代表選挙には、「体制側の候補者」(自薦候補を除く候補者、そのなかでも特に中央推薦の候補者<sup>2</sup>)が圧勝することによるシグナリング効果 (Malesky and Schuler 2008)<sup>3</sup>や、地方(省)の幹部が中央の方針を遵守するかどうかを知ることが

---

<sup>2</sup> ベトナムの国会議員候補者には、中央推薦の候補者、地方推薦の候補者、自薦候補者が含まれる。中央推薦の候補者とは、中央の国家機関や政治・社会組織等が推薦する候補者であり、その多くは当選後に国会や政府の主要幹部の地位を占めることが想定されている。

<sup>3</sup> 彼らはまた、国会代表選挙には、中央から多くの財政移転を受けている省ほど中央推薦の候補者が確実に当選することから推測されるレントシーキング効果があることを指摘する。ここでのレントシーキング効果は、体制側から見た選挙の効用というよりも、有権者側の投票行動を理解する上でのそれであると考えられる (Malesky and Schuler 2008, 25)。因みに、

可能にする情報収集効果 (Malesky and Schuler 2011) があると彼らは指摘する。さらに、体制にとって重要性の比較的低い候補者 (主として地方推薦の候補者) については、選挙で議席を競わせることで有権者の間での各候補者の信望のレベルを知ることも可能になるという意味でも、選挙には情報収集機能があると考えられる (Malesky and Schuler 2011)。

その他に、選挙の具体的な実施過程を明らかにした研究としては Koh (2006) や Gainsborough (2005) があり、上記の文献でもしばしば参照されている。また、国会や国会代表の活動に関する研究としては Malesky and Schuler (2010)、Malesky, Schuler, and Tran (2012)、Abrami, Malesky, and Zheng (2013)、Malesky (2014)、石塚(2015)などがある。

地方の人民評議会についてはどうかという、権威主義体制論のアプローチから人民評議会やその代表選挙を対象とした研究は管見の限りでは見当たらない。そもそも人民評議会を対象とした政治学的研究自体が稀少である。そのなかでも特筆すべき文献を挙げるとすれば、Koh (2006) は、ハノイ市の末端レベルの地方政権である坊の研究であるが、そのなかで坊の人民評議会の組織や位置づけ等についても論じている。また、五島 (2001) は、ベトナム共産党地方組織の指導力を行政単位の変遷の分析から考察しているが、特に人民評議会の設置を党地方組織の支持基盤や指導力の強化を示す指標として重視している。

人民評議会や人民評議会代表選挙に関する制度は、国会および国会代表選挙に関する制度との共通点が少なくない。そして、ドイモイ期において議会の重要性が改めて強調される際には、多くの場合、国会と並んで人民評議会にも言及されている。しかし、人民評議会が国会同様の変貌を遂げてきたかという点必ずしもそうではないようである。Dang Phong and Beresford (1998, 93) は、「中央レベルでは国会が明らかに影響力を増してきたが、下級の人民評議会の役割は依然として形式的で弱いものとどまっている」と述べている。他方、Salomon (2007, 202-203) は、少なくとも選挙については、人民評議会代表選挙にも国会代表選挙と同様の変化が観察されることを示唆している。

次節以下では、人民評議会代表選挙の政治的機能について考察するための前提として、ベトナムの地方制度の変遷と近年の主要な地方制度改革の動き、および人民評議会代表選挙の概要についてそれぞれ見ていくこととしたい。

## 第2節 ベトナムの地方制度の沿革と人民評議会

---

彼らは結論部分でベトナムの国会議員選挙は「エリート間の交渉を容易にする」効果があるとも述べているが (Malesky and Schuler 2008, 36)、本文中ではこの効果 (「リーダーシップ選択」効果) については、国会議員選挙よりも党中央委員会委員選挙によりよくあてはまる可能性があるとして述べている。

本節では、ベトナムの憲法として、ベトナム民主共和国およびベトナム社会主義共和国で 1945 年の独立宣言以来定められた 5 つの憲法（1946 年、1959 年、1980 年、1992 年<sup>4</sup>、2013 年）を検討の対象に、地方制度の沿革と人民評議会の概要を見ていく。

#### 1. 憲法やその他の法規文書による規定

現在のベトナムの地方制度においては、中央政府の下に全国一律に 3 層の地方行政単位が置かれ、各級のすべての地方行政単位に立法機関である人民評議会と執行機関である人民委員会が置かれている。現行制度の基本となっている 2013 年憲法は、以下のような規定を置いている。

#### 第 110 条第 1 項

ベトナム社会主義共和国の行政単位は、以下のように区分される。

国は、省、中央直轄市に分割される。

省は、県、市社および省直轄市に分割される。中央直轄市は、郡、県、市社および同等の行政単位に分割される。

県は、社、市鎮に分割される。市社および省直轄市は坊および社に分割される。郡は坊に分割される。

特別行政・経済単位は、国会が設立する。

#### 第 111 条第 2 項

人民評議会と人民委員会を含む地方政権の級は、農村、都市、島嶼、特別行政・経済単位の特徴に適合するように法律の定めにより組織される。

すなわち、ベトナムは、国会が設立することのできる特別経済・行政単位を除き、全国的に、省および中央直轄市（以下、省級）、県、郡、市社および同等の行政単位（以下、県級）、社、坊、市鎮（以下、社級）の 3 層の行政単位が置かれることとなっている（図 1）。これは憲法上の規定であるが、他方、それぞれの行政単位に人民評議会と人民委員会を持つ「地方政権の級」を置くかどうかについては法律の定めによることとされている。また、2013 年憲法第 113 条は人民評議会が当該地域の住民によって選ばれることを、同第 114 条は人民委員会が同級の人民評議会によって選ばれることを定めている。さらに第 7 条では、「国会代表と人民評議会代表の選挙は、普通、平等、直接および秘密投票の原則に基づいて行われる」ことが定められている。

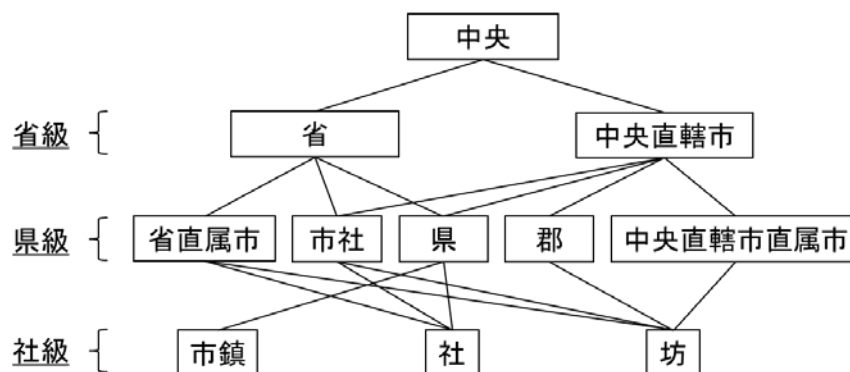
2019 年の一部修正前の 2015 年地方政権組織法は、その第 4 条第 1 項で「ベトナム社

---

<sup>4</sup> 1992 年憲法には 2001 年の一部改正の内容を含む。

会主義共和国の各行政単位には人民評議会と人民委員会を持つ地方政権の級が組織される」ことを定めていた。言い換えれば、すべての地方行政単位に人民評議会と人民委員会を持つ地方政権の級が置かれることが同法により規定されていたのである。

図1 地方の層構造と行政単位の種類



出所:筆者作成。

ただし、2019年の同法の一部修正によって、同条項は、憲法第111条第2項と同様の規定となった。すなわち、「地方政権は、ベトナム社会主義共和国の各行政単位において農村、都市、島嶼、特別行政・経済単位の特色に適合するように組織される」こととされ、地方政権をどのように組織するかについて含みを残した規定となった。もっとも、現在のところ、人民評議会と人民委員会の双方を備えない地方政権の設置などについて定める法律は現れていない。この点に関する最近の動向については、次節で改めて触れる。

全国一律に3層の地方行政単位が置かれ、そのすべての行政単位に人民評議会と人民委員会が置かれるというベトナムの地方制度の基本構造には、1980年憲法以来変化がない。ただし、1980年憲法では、すべての行政単位に人民評議会と人民委員会を置くことも憲法のなかで規定されていた。これに対し、1992年憲法は、2013年憲法同様、人民評議会と人民委員会の設置を法律の規定に委ねている。その意味で、地方の事情に合わせて異なる制度を適用することを容易にしたといえるが、実際には法律レベルで全国一律の制度が採用されてきた。2013年憲法は、それぞれの地域の特徴に適合するように地方政権を組織すべきことをさらに明確にしたが、2015年に成立した地方政権組織法が依然として全国一律の制度を支持していたことは先にみたとおりである<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 2015年地方政権組織法制定の際の議論については後述する。

因みに、1946年憲法では、省級の上に圻という級が置かれており<sup>6</sup>、地方制度に関する1945年の2つの大統領令と合わせて読むならば、農村部では4層、都市部では3層または2層(ハノイ市のみ:中央直属であったため)の構造となっていたことがわかる。省・市、社および県級の市社には普通直接選挙で選ばれる人民評議会が置かれ、その人民評議会が行政委員会を任命することとされた。圻と県には行政委員会のみが置かれ、圻の行政委員会は省・市の人民評議会によって、県の行政委員会は社の人民評議会によって選ばれることとなっていた。1959年憲法では圻級が廃止され、基本的に省級、県級、社級の3層構造となったが、(中央直属)市は市街地には街区を置くことができるとされ、大都市中心部では2層構造をとることが可能となっていた。他方、1959年憲法では、1980年憲法同様、すべての行政単位に人民評議会と行政委員会を置くこととされていた。

## 2. ハノイ市の事例

以上が憲法および法律における地方制度に関する基本的な定めであるが、実際には1945年から1975年までの期間については、ベトナムはほぼ恒常的に戦時下にあり、1954年から1975年までは国土の半分が別の政権下にあった。地方政権の実際の歴史は、制度上の変遷よりもはるかに多様であり、不規則的であったといえる。

五島(2001 86, 92)によれば、1945年の大統領令 63号が出されたのち、中部の直接抗戦していなかった省では社級の人民評議会が選出されたが、省級人民評議会や選挙実施が困難であった地域の社級人民評議会の選挙は、第一次インドシナ戦争終結後の北ベトナムで、1957年半ばから1959年末にかけて初めて実施されたという。ハノイ市について見ると、第1回の市級の人民評議会代表選挙が行われたのは1957年11月のことであった。下級の人民評議会代表選挙が初めて行われたのは、ハノイ市郊外の社では1958年9月、郊外の県と市街地の街区では1961年の8~12月であった(Đoàn Minh Huân và Nguyễn Ngọc Hà 2010)。

以来、1965年にはアメリカ軍による北爆が始まり、北ベトナムも再び戦場となるが、戦時下でも人民評議会代表選挙は比較的定期的に実施されてきた模様である。Đoàn Minh Huân và Nguyễn Ngọc Hà (2010)によれば、1961年には第2回、1965年には第3回、1968年には第4回のハノイ市人民評議会代表選挙が実施され、いずれも投票率は有権者の99%以上であったとされている。

現在のハノイ市人民評議会は第15期(任期2016~2021年)である。1946年に第1期代表選挙が行われた国会は現在第14期(任期2016~2021年)であるが、この差はそれ

---

<sup>6</sup> 圻級の行政単位は3つで、北圻、中圻、南圻であり、それぞれ北部、中部、南部に対応していた。

それぞれの選挙が必ずしも定期的な実施されなかったことに加え、人民評議会と国会の任期の違いにもよるものと考えられる。人民評議会の任期は級によっても異なるが、省級人民評議会について見るならば、1946年憲法では2年、1959年憲法では3年、1980年憲法では4年であったのに対し、国会の任期はそれぞれ1年ずつ長く、3年、4年、5年であった。各級人民評議会の任期が国会の任期と同じ5年に統一されたのは1992年憲法以来である。さらに国会代表選挙と各級人民評議会代表選挙が同年、同日に実施されるようになったのは2011年以後のことである。この点についても次節で触れる。

### 3. 地方行政単位の数と規模

ベトナムの地方制度の全体像とその動態を把握するにあたってもうひとつ重要な要素となるのが地方行政単位の数と規模である。表1は南北統一後、1979年からほぼ10年ごとの省級、県級、社級それぞれの行政単位の数と1単位当たりの平均人口を示している。

年	1979	1989	1998	2008	2018
人口（千人）	52,742	63,387	76,328	86,211	94,666
省級行政単位数	40	44	61	63	63
県級行政単位数	472	537	591	690	713
社級行政単位数	9,505	9,899	10,331	11,055	11,162
1省当たり人口（千人）	1,318.6	1,440.6	1,251.3	1,368.4	1,502.6
1県当たり人口（千人）	111.7	118.0	129.2	124.9	132.8
1社当たり人口（千人）	5.5	6.4	7.4	7.8	8.5
出所：五島（2004）、ベトナム統計年鑑（各年）					

各級行政単位の数は、南北統一後、ほぼ一貫して増加してきた。人口も増加しているため、1単位当たりの人口の変化を見ると概ね緩やかに増えており、その意味では必ずしも細分化というには当たらない。しかし、行政単位の分割は人口増加等に対応して機械的に行われてきたわけではない。各級の行政単位数の変化にはさまざまな政治的・社会的背景があると考えられる。

特に変化が大きいのが1989年から1998年にかけての省級行政単位数の変化であるが、これは基本的に1960年以降の中央計画経済期に合併して規模が大きくなった省が分割により元の省単位に戻ったことによるものであった。この時期このような形で省の分割が進んだことについて、五島(2004 126)は、主としてボトムアップの要因による説明を試みている。その説明によれば、そもそも中央計画経済期における合併は中央主導



で行われ、地方では合併による政治的・経済的不利益に対する不満が鬱積していたこと、市場経済化の開始によって省・市が自己完結的な経済単位となる必要性が低下したこと、省・市の側でも外国投資の受入などによる利益を積極的に確保しようという動きが出てきたことなどから、この時期、省の分割が進んだと見られる。これに対し、Malesky (2009) は、省の合併は、地方の要請によってというよりも、むしろ中央の政治家主導で行われたと主張する。マレスキーの観察と分析によれば、グエン・ヴァン・リン（書記長、1986～1991年）、ヴォー・ヴァン・キエト（首相、1992～1997年）に代表される中央の改革派は、党中央委員会における改革派の議席を増やしてドイモイを推進するために、省の分割を行って国有企業への経済的依存度が低い多くの省を作り出したとされる。

県および社級の行政単位数の変化については包括的な分析は見当たらないが、いくつかの文献はさまざまな政策的、地域的事情が作用している可能性を示唆している。Hicks (2004)によれば、南ベトナムでは、ゴ・ディン・ジエム（大統領、1955～1963年）の戦略村プログラムなどによる伝統的村落コミュニティの再編が試みられるなかで、政府と社会を媒介する県級行政単位の役割も重視されるようになり、県級行政単位の再編や名称の変更などが行われた。その結果、南ベトナムの県級行政単位の数は、1956年から1965年の間に209から241に増えたという（Hicks 2004, 283）。1975年のベトナム戦争終結後、旧南ベトナム・ロンアン省の県級行政単位で最初に起こった主要な変動は1956年以前の境界と名称の復活であったとされる（Hicks 2004, 291）。また、五島（2001, 119）は1979年から1987年までの間の県級行政単位の増加について、特に旧南ベトナムでの増加が大きいことを指摘する（北部14単位、南部37単位の増加）。南部のなかでも増え方が大きいのは中部沿岸地域や中部高原、メコンデルタ地域であり、中部沿岸地域については地方党組織が成長したこと、中部高原、メコンデルタ地域については人口の密集する北部紅河デルタなどからの主要な集団入植地となっていたことが背景にあると五島は推測している。

このように、1945年以来の歴史を見ると各級行政単位の合併が進められた時期もあるが、ドイモイ期の全体的な趨勢としては各級行政単位の数はいずれも増加傾向が続いてきた。2001年に正式に始まった政府の行政改革プログラムでは、国家機構の合理化や行政手続きの簡素化、人員削減、財政支出の抑制などの目標を達成するため、地方政権の組織機構についても、行政単位の分割によるその数の継続的な増加に歯止めをかけることが提唱されてきた<sup>7</sup>。しかし、行政単位数の増加傾向に転機が訪れたと見られるのは比較的最近のことである。その点も含め、次節では近年の主な地方制度・人民評議会制度改革の動向について概観する。

---

<sup>7</sup> 2001年首相決定136号III.2.6参照。

### 第3節 近年の主な地方制度・人民評議会制度改革の動き

以上に見てきたように、ベトナムの地方政権の構成や層構造などは基本的に安定的であり、1980年憲法以来ほとんど変化がない。しかし、そのあり方についてこれまで議論がなかったわけではない。特に近年では、試行的なものも含め、若干の主要な変革の動きが見られる。

#### 1. 県・郡・坊における人民評議会の不組織の試行（2009～2015年）

行政改革の議論のなかでは、中央直下の広域行政単位である省級と国民に最も近い基礎的行政単位である社級に対し、中間層である県級の位置づけは曖昧であり、相対的に重要性が低いという見方がある。また、農村部と比べ、人口が稠密で社会基盤の一体性が高い都市部では、農村部と同様の多層的な地方政権を置くことは効率的でないという主張もある。実際に1945年憲法のもとでは県級や都市部の基礎級であった街区には人民評議会が置かれていなかったこともそのような主張のひとつの根拠とされる。

このような議論に基づき、2000年代後半には、行政改革のひとつの柱であった国家機構改革の一環として、一部の省・市の県級の県・郡と社級の坊における人民評議会の試験的な廃止が実現した。2007年の「行政改革の加速と国家管理の効力・効果の向上」に関する党中央委員会決議17号、および2008年の「県・郡・坊における人民評議会の不組織の試行」に関する国会決議26号に基づき、2009年4月から期限を定めずに10の省・市<sup>8</sup>の67県、32郡（区）<sup>9</sup>、483坊で人民評議会が試験的に廃止され、同様の改革を全国的に実施することの是非を検討することになったのである。

同試行は、結果的に制度化されれば1980年憲法以来の地方制度の主要な変革となるということで注目されたが、2015年に国会で成立した地方政権組織法の第142条は、同試行を中止することを定めた。党中央委員会第9回総会に提出された政府党幹事委員会の2014年4月29日付けの報告書では、試行の中止を提案する理由として、農村部の県については、住民の意志や願望を代表する人民評議会を廃止することに懸念を表明する意見が多かったとしている。他方、都市部の郡・坊については、人民評議会を廃止する方向で、2013年憲法に基づき都市政権モデルを構築していくことが提案され、以下の5の構想へとつながった。

#### 2. 国会代表選挙と各級人民評議会代表選挙の同日実施（2011年～）

---

<sup>8</sup> ホーチミン、ダナン、ハイフォン、ラオカイ、ヴィンフック、ナムディン、クアンチ、フーイエン、バリア=ヴァンタウ、キエンザンの10省・市。

<sup>9</sup> ホーチミン市の中心部の県級行政単位は「郡」であるが、日本語では「区」と称されることが多いため、ハノイ、ホーチミンに関しては便宜上「郡（区）」という表記を行う。

1992年憲法で国会と各級人民評議会の任期が5年に統一された後も、国会代表選挙と人民評議会代表選挙は異なる年に実施されていた。1992年から2007年までは、5年に1度の党大会の翌年に国会代表選挙が、そのさらに2年後に人民評議会代表選挙が行われていたのであるが、2007年と2008年の国会決議により、2011年以降は党大会と同様に国会代表選挙と人民評議会代表選挙が同日実施されることとなった。その理由としては、党・国家を通じた人事の円滑化および経費の節約を図ったものと思われる。

### 3. 地方政権組織法（2015年）と同法の一部改正（2019年）

2013年の憲法改正を受けて、2015年6月、地方政権組織法が成立した。同法は、実質的には2003年の人民評議会・人民委員会組織法の改正法であるが、憲法の地方制度に関する章の表題が従来の「人民評議会および人民委員会」から「地方政権」に変更されたことを受けて法律の名称も新しくなった。

新法の内容で新しい点としては、地方行政単位の配置分合にかかる規定を拡充したこと、人民評議会・人民委員会の組織や構成についてより具体的な規定を置いたこと、人民評議会が有権者の請求により臨時会期を開催する場合について定めたこと、人民評議会が選出した役職者が辞職する場合について定めたこと、人民評議会が選出する役職者に対する信任投票について定めたことなどがある。また、2013年憲法が定める「（県等と）同等の行政単位」として「中央直轄市直属市」という行政単位を新たに定めている<sup>10</sup>。

他方、上述したように、2015年地方政権組織法では、従来通り、すべての行政単位に人民評議会と人民委員会をもつ地方政権の級を置くこととしていた。これは、2013年憲法が、地方政権の組織に関してより柔軟な規定を置く一方で、各国家機関が相互に監視・抑制を行うことを初めて明記したことなども根拠となって、このような定めとなったという<sup>11</sup>。

2015年に制定された地方政権組織法は、2017年10月25日付の「政治システムの組織機構の刷新と再編」に関する中央委員会決議18号を受けて、2019年に部分改正された。主な改正点としては、各級人民評議会の定数の上限を引き下げたこと、省級・県級の人民評議会の副主席や委員会の副委員長の人数を削減したことなどである。

### 4. 2019～2021年の段階における県・社級行政単位の再編

---

<sup>10</sup> 都市政権モデルの構築や中央直轄市の発展を見据えた規定であると思われる。

<sup>11</sup> 2019年8月、国会事務局幹部の聞き取りに基づく。ベトナムの国家機構は三権分立ではなく三権分業の原則に立っているとされ、各国家機関の間の関係は「任務の分担」と「協調」であるとされてきたが、2013年憲法ではこれに「抑制」が加わった。汚職の蔓延等の問題が深刻化するなかで国家機関のアカウンタビリティを強調する趣旨であると考えられる。

2016年に発足した第12期党指導部は、ドイモイ初期からの趨勢であった地方行政単位数の増加を停止させた。2015年から2018年にかけて、各級ごとの行政単位の総数<sup>12</sup>は一定で変化がない。さらに、2019年以降は行政単位数が減少に向かっている。

国会常務委員会は、2016年5月25日付で「行政単位の基準と分類」に関する1211号決議を公布し、各級行政単位が満たすべき人口、面積等の基準などについて定めた<sup>13</sup>。政治局は、2018年12月24日付の「県・社級行政単位の整理」に関する37号決議のなかで、県・社級の行政単位の細分化が資源の分散や浪費、計画の困難さなどの問題をひき起こし、経済社会発展の障害となってきたと述べ、2030年までにこれらの級の行政単位を整理することを目標に掲げた。その実現の第一段階として、同決議は、2019～2021年の間に、上の国会常務委員会決議が定める人口と面積の基準に照らし、どちらも50%に達していない県・社級行政単位を整理統合することとしている。それ以外の県・社級行政単位についても、地域のニーズに合わせ、住民の多数の同意を得て、整理統合を進めることが奨励されている。

人口および面積の基準は、例えば山岳地域の社については人口5000人以上、面積50平方キロメートル以上、その他の社についてはそれぞれ8000人以上と30平方キロメートル以上と定められている。同じ社級でも都市部の市鎮については、人口8000人以上、面積14平方キロメートル以上であることが要件となる<sup>14</sup>。2020年1月24日付の「党建設」誌の記事によれば、2019～2021年の段階での整理の対象となる行政単位は、県級が19、社級が631であった<sup>15</sup>。対象となる行政単位が所在する省の人民委員会は、行政単位再編案を作成し、内務省に提出して審査を受ける。審査を受けて完成した再編案は、内務省から政府に提出され、政府から国会常務委員会に提出されて承認を受けることとされている<sup>16</sup>。2020年2月10日の国会常務委員会の会合における内務相の報告によれ

---

<sup>12</sup> 各級内部で、例えば社が減って坊と市鎮が増えるなどの若干の変動はある。

<sup>13</sup> 行政単位の分類については2015年地方政権組織法第3条に規定があり、社会経済発展政策の策定などの基礎とするため、人口、面積、直属の行政単位の数や社会経済発展状況などの基準により各行政単位をさらに分類することとしている。県・社級行政単位はそれぞれ第1～3類に分類され、省級行政単位は、特別類とされるハノイ市、ホーチミン市を除き、第1～3類に分類される。なお、都市については都市開発・管理の見地から定められた都市分類があり、国会常務委員会決議1211号と同日に公布された同1210号に定められている。

<sup>14</sup> 要件が人口と面積だけであるのは社のみであり、他の行政単位についてはそれに加えて直轄の下級行政単位の数や都市化のレベルなどの要件も課されている。市鎮についても、人口・面積要件に加え、第4または第5類都市として公認されていること、経済社会の構造や発展レベルが一定の条件を満たしていることが求められる。

<sup>15</sup> “Kết quả sắp xếp các đơn vị hành chính cấp huyện, cấp xã (県・社級行政単位の再編の結果),” Tạp chí Xây dựng Đảng, 24/1/2020 (<http://www xaydungdang.org.vn/home/lyluan-thuocien-kinhngghiem/2020/13526/ket-qua-sap-xep-cac-don-vi-hanh-chinh-cap-huyen-cap.aspx>, 2020年3月6日閲覧)。

<sup>16</sup> 「2019～2021年の段階における県・社級行政単位の再編」に関する2019年3月12日付

ば、整理対象行政単位を抱える 45 省・市のうちホーチミン市を除く 44 省・市が既に再編案を提出し、これらの案が実現すれば県級で 6 単位、社級で 544 単位の削減となるという<sup>17</sup>。

#### 5. ハノイ市の都市政権モデル構想

ベトナムは伝統的に国土の均衡ある発展を重視し、大都市への人口や資源の過度の集中を抑制してきたが、2010 年前後からは工業化・近代化の推進のために都市の発展が必要であるという考え方が主流になってきた（World Bank 2011）。2012 年には国家都市発展プログラムが策定されている。2013 年憲法が都市と農村の地方政権の差異を強調していることも同様の文脈で理解することができる。

2017 年 11 月、政治局はハノイ市が中心部の 12 郡（区）において試験的に都市政権モデルによる管理を行うことを承認した。2018 年 8 月、ハノイ市党委は、①坊の人民評議会を廃止する、②郡（区）および坊の人民評議会を廃止するという 2 つの都市政権モデルの案を提示した。国会は、2019 年 11 月、「ハノイ市における都市政権モデルの試行」に関する決議を採択した。この決議により、ハノイ市は、2021 年 7 月 1 日から、12 の郡（区）および 1 市社の 177 の坊で人民評議会を廃止する都市政権モデルを試験的に適用することとなった。その間、坊においては人民委員会のみが組織されることになる。

新たな都市政権モデルに関しては、ホーチミン市も早くから検討を行い、2013 年には市の四方に 4 つの衛星都市を発展させるという野心的な提案をまとめたが、中央の支持を得ることができなかった。ハノイ市の都市政権モデルに関する国会の審議のなかで、ホーチミン市選出の代表の質問に答え、内務相は、ホーチミン市がハノイ市とは異なる都市政権モデルを構築することを支持すると述べている。都市部と農村部でそれぞれの特性に合った地方政権を組織するという 2013 年憲法の規定は、こうして漸進的に具体化されつつある。

#### 第4節 人民評議会と人民評議会代表選挙

本節では、主に直近の 2016 年人民評議会代表選挙を事例として、人民評議会代表選挙の仕組みを概説する。

---

国会常務委員会決議 653 号、「県・社級行政単位再編実現計画」を公布する 2019 年 5 月 14 日付政府決議 32 号。

<sup>17</sup> “Tiếp tục sắp xếp các đơn vị hành chính cấp xã, cấp huyện ở 6 tỉnh (引き続き 6 省の社・県級行政単位を再編),” Báo điện tử Quân đội nhân dân, 10/2/2020 (<https://www.qdnd.vn/chinh-tri/tin-tuc-su-kien/tiep-tuc-sap-xep-cac-don-vi-hanh-chinh-cap-xa-cap-huyen-o-6-ti%CC%89nh-609719>, 2020 年 3 月 6 日閲覧).

## 1. 人民評議会代表選挙の仕組み

まず、人民評議会代表選挙に関する基本文書としては、選挙に関する法律がある。2016年選挙の前には従来の選挙法（2010年に一部改正された2001年国会代表選挙法および2003年人民評議会代表選挙法）が改正され、2015年国会代表・人民評議会代表選挙法（以下、2015年選挙法）が定められた。2015年選挙法は、選挙区画定手続きや、国家選挙評議会や各級選挙委員会などの関係機関の組織・活動、有権者名簿の作成、立候補の手続き、投票、選挙結果の確定、再投票などに関する定めを置いている。

各行政単位の人民評議会代表の定数は地方政権組織法の定めによって決まる。各級人民評議会常務会は、この定数に基づき、選挙法および国会常務委員会の決議<sup>18</sup>に従って、人民評議会代表候補者の「構成、成分および人数の配分案」を作成する。これは、最終的に選出される人民評議会がその代表の属性や出身部門等に関して適正な構成をもつよう、各政治組織、政治社会組織、社会組織、各級国家機関、事業単位、企業等が推薦する候補者の数や属性を決定するための基本案となる。2015年選挙法および国会常務委員会決議では、統一的な基準として、各行政単位の人民評議会代表候補者は、少なくとも35%の女性、地域の人口構成に応じた適正な割合の少数民族、10%以上の非黨員、15%以上の青年（35歳未満）を含むべきであることなどが定められている。また、少数民族出身の代表の数が前期を下回らないようにすること、前期の代表の少なくとも30%が再選されるようにすることなども目標とされている。

候補者が最終的に確定するまでには以下の5つの段階がある。なお、候補者が正式に確定するのは第5段階であり、第2～4段階でいう「候補者」は正確には「立候補申請者」ないし「暫定候補者」である。

### ① 第1回協商会議

協商会議は各級祖国戦線常務委員会が組織し、祖国戦線の会員組織が参加する。第1回協商会議は、候補者を推薦する各機関・組織への候補者数、構成・成分の割り当てについて、人民評議会常務会が作成した上記の案をもとに協議を行い、協議の結果を同級の人民評議会常務会、選挙委員会や上級の関係各機関に報告する。人民評議会常務会はその報告に基づき、「構成、成分および人数の配分案」を調整し、確定させる。

### ② 各機関・組織による候補者の推薦

各機関・組織は配分された候補者数やその構成にもとづき候補者の候補を選び、その職場の同僚である有権者から各候補に対する評価を聴取する会合を行い、その結果に基

---

<sup>18</sup> 2016年1月16日付第13期国会常務委員会決議1132号。

づき候補者を決定して、該当級（省級人民評議会代表候補であれば省級など）の祖国戦線常務委員会に報告する。

### ③ 第2回協商会議

第2回協商会議は、①と同様に開催される。第2回協商会議は、選挙に関する各規定および各機関・組織からの報告を踏まえて各機関・組織により推薦された候補者および自薦候補者<sup>19</sup>の審査を行い、暫定候補者名簿を作成して人民評議会常務会、選挙委員会や上級の関係各機関に報告する。

### ④ 有権者会議

各機関・組織により推薦された候補者および自薦候補者の居住地の社級祖国戦線常務委員会は、当該地域で候補者の近隣に居住する有権者の会合を開催して各候補者の適格性に関する意見を聴取し、会合の結果を該当級の祖国戦線常務委員会に報告する。自薦候補者については、有職者の場合は、その職場でも同僚である有権者から意見を聴取する。

### ⑤ 第3回協商会議

第3回協商会議は、①と同様に開催される。第3回協商会議は、選挙に関する各規定および有権者会議の結果に関する報告を踏まえて十分に条件を備えた候補者の名簿を作成し、人民評議会常務会、選挙委員会や上級の関係各機関に報告する。

これらの段階を経て、各級選挙委員会は正式な候補者名簿を確定し、公布する。

人民評議会代表選挙は中選挙区制であり、各選挙区から選出される代表は5人までとされている（2015年選挙法第10条第4項）。各選挙区では議席の数よりも多い候補者を立てなければならず、原則として、議席3の選挙区では5人以上、議席4以上の選挙区では議席数よりも3人以上多い候補者をそれぞれ立てなければならないとされる（同第58条第3項）。投票用紙には当該選挙区で立候補しているすべての候補者の氏名が印刷され、投票者は議席数を超える数の候補者の氏名に線を引いて消すという方法で投票する。

以上の仕組みは、基本的に国会代表選挙と同様である。国会代表選挙では候補者の「構成、成分および人数の配分案」を作成するのは国会常務委員会、候補者名簿を確定させるのは国家選挙評議会であることや、選挙区ごとの定数は3人までとされていることな

---

<sup>19</sup> 自薦候補者は、居住地または勤務地の省の選挙委員会に必要書類を提出することで立候補申請を行う。

どが異なるのみである。

## 2. 人民評議会代表選挙の結果

以下では、選挙の実施状況や結果として選出された人民評議会の構成などについて、若干のデータに基づいて見ていくこととする。

2016年の国会・人民評議会代表選挙は5月22日に実施された。公表された投票率は99.35%であり、全有権者数6748万5482人中6704万9091人が投票したとされる。ベトナムでは国会代表ないし人民評議会代表選挙の投票率は99%前後に達するのが通常である。各投票所を管轄する社級の幹部は、管轄地域で投票率100%をできるだけ早く達成すべく、住民に働きかけて投票を促す(Koh 2006)。代理投票は法律上禁止されているが、実際には家族の一員が他の家族の分もまとめて投票するといったやり方が広く行われているという。

選挙で争われた人民評議会代表の議席数の合計は省級が3916、県級が2万5259、社級が29万7899、競争率はそれぞれ1.67倍、1.65倍、1.67倍であった。因みに、同時に開催された国会代表選挙の競争率は1.74倍であった。当選するためには、相対的に多数の票を得るばかりでなく、有効投票数の半数以上を獲得する必要があることなどから、当選者数は議席数よりも若干少なくなっている<sup>20</sup>。最初の投票で当選者数が議席数の3分の2に満たなかった選挙区では追加投票を行うこととなっており、2016年選挙でも県級の3つの選挙区と社級の642の選挙区で追加投票が行われた<sup>21</sup>。表2は各級人民評議会代表選挙および国会代表選挙の当選者の概要である。全体として見ると、各級において代表の属性による構成の目標が一定程度達成されていることが看取される。

---

<sup>20</sup> 表2の当選者数には追加投票の結果がすべて含まれていない可能性がある。

<sup>21</sup> 投票者数が有権者数の半分に満たなかった場合や、手続きに不備があつて選挙結果が取り消された場合などには再投票を行う。2016年人民評議会代表選挙ではひとつの社級選挙区で再投票が行われた。



表2 2016年国会・人民評議会代表選挙の当選者の概要				
	国会	省級	県級	社級
最終候補者数	870	6,527	41,777	497,304
議席数	500	3,916	25,259	297,899
競争率（倍）	1.74	1.67	1.65	1.67
当選者数	496	3,908	25,179	291,273
女性	26.80%	26.46%	27.51%	26.70%
少数民族	17.30%	16.91%	18.29%	22.18%
非党员	4.20%	6.19%	5.66%	16.95%
35歳未満*	14.30%	8.52%	14.42%	26.62%
再選**	32.30%	33.34%	32.79%	44.75%
自薦***	0.40%	8.72%	0.20%	0.10%
欠員率	0.80%	0.20%	0.32%	2.22%
出所：BTGTW (2019)にもとづき筆者作成。				
* 国会については、40歳未満。				
** 再選は前期代表の再選。				
*** 省級の自薦の数値は誤記ではないかと思われるが、そのまま転記した。				

性別や年齢といった個人的属性とともに重要なのが出身分野別の構成であるが、これについては総括的な情報はない。出身分野をどのように分類するかはひとつの問題であるが、表3は2011年選出の一部の省の人民評議会代表をその肩書により主に省・県・社級と党・国家・社会の2つの軸で分類してみたものである。「社会」は社会団体の幹部である。「その他」にはメディアや民間企業、宗教関連の肩書をもつ代表などが含まれる。「国家」としては行政機関および公立教育機関、国有企業を含めたが、軍、公安、検察、裁判所等の関係者は「その他」に含めた。このように見ると、党・国家・社会の分類ではキエンザン省以外は国家機関出身の代表が最も多く、省・県・社の分類ではラオカイとキエンザンでは県級機関の出身者が最も多く、ゲアンとホーチミンでは省級機関の出身者が最も多いことがわかる。人民評議会代表選挙の出身部門別構成については、地方によってある程度の差異が見られるようである。

	ラオカイ省	ゲアン省	キエンザン省	ホーチミン市
省級党	2	6	5	3
県級党	9	7	12	7
社級党	0	4	0	1
省級国家	3	21	8	21
県級国家	10	9	8	13
社級国家	7	3	0	1
省級社会	6	7	7	12
県級社会	1	6	3	5
社級社会	0	3	0	0
人民評議会専従	11	9	15	12
その他	5	10	7	20
計	54	85	65	95
出所：Bộ Nội vụ (2001)に基づき筆者作成。				
注：肩書は複数記載されているものについては勤務先として記載があるものを採用。				

## 結びにかえて

ベトナムにおいては、建国以来、国会と人民評議会はすべて国民による直接選挙で選ばれてきた。全国一律に3層の行政単位が置かれ、すべての行政単位に人民評議会が置かれるという制度も1980年以来継続している。このうち、「すべての行政単位に人民評議会が置かれる」という部分については、近年、試行という形で例外が認められてきた。ただし、その場合でも人民評議会の廃止が議論の俎上に上がるのは主として都市部の基礎的行政単位である坊や中間層の郡(区)についてである。省級人民評議会については、2019年の地方政権法改正で定数や幹部の数が若干削減されるなど改革の対象とはなっているが、公的な議論の場でその存在意義に関する根本的な疑義が呈されたことはないといつてよいと思われる。

このように省級地方政権および人民評議会に関する制度の大枠には変化はないが、その具体的な存在意義は不変というわけではなく、むしろ時代とともに変化してきたと考えられる。建国期においては、人民評議会選挙の実施は、末端レベルでのそれと同様、共産党の統治能力とその正統性を示すと同時に、当該地域の既存の権力構造を解体・克服していく手段であったといえるかもしれない。計画経済期においては、省級地方政権は、中央の方針を各地域に普及させる伝導ベルトであると同時に、経済管理の要ともなってきた。計画経済期末期からは、各省・市は経済発展の促進のためにイニシアチブを発揮することを求められ、中央の改革派指導者たちと結びついて政治的な力をもつてきたと見られる(ただし、そのことは各省・市指導部が一般に「改革派」であるという

ことを意味しない)。各級地方政権は、国家機構の簡素化や効率化を目指す行政改革の対象ともなってきたが、そのなかでも現在整理の主な対象となっているのは県以下の下級行政単位であり、省級は相対的により大きな重要性を持つこととなるとも考えられる。ハノイなどの大都市では、下級の人民評議会を廃止する動きもある。

それでは、ドイモイ期における省級人民評議会およびその代表選挙の意義はどのようなところにあると考えられるだろうか。まず、中央の党指導部にとっては、5年ごとに中央のみならず地方各級で選挙を行い、有権者の99%の投票率で党員が9割以上を占める人民評議会を選出するということは、依然として体制の民主的正統性と安定性を誇示する機能をもつと考えてよいであろう。また、中央および省級の党指導部から見て、2013年の憲法改正や2015年の地方政権組織法制定の際の議論にも見られたように、人民評議会は他の国家機関、特に人民委員会に対する監視・抑制の役割を果たすことを期待されているとも考えられる。また、省級党指導部にとっては、管轄下の社会組織や下級地方政権の代表者を人民評議会代表としてその意見や利害を政策に反映させることで統治の質の向上を図っていると見ることもできるかもしれない。さらに言えば、選挙においては自薦候補も立候補申請が可能である（一方で、正式な候補者になるためには審査を通らなければならない）ことから、各組織が推薦する候補以外にどのような人々が政治過程への参画を求めているのかについての情報を収集することを可能にするとも考えられる。

研究会2年目となる来年度は、より具体的な事例に基づき、特に省級において人民評議会とその代表選挙が果たしている機能を明らかにしていきたい。第12期党指導部のもとでドイモイ期初の主要な地方制度改革が実現しつつある現在は、従来の人民評議会の位置づけや機能に対する評価を知るための好機であるともいえる。例えば、本文中では触れることができなかったが、省・市の党組織のトップである党委書記が人民評議会主席を兼任する機会が多いことは、中央と地方の主要な差異のひとつであると考えられる。この点に関しても現在、党指導部の新しい方針が示されており、これを仔細に検討することも来年度の課題としたい。

#### <参考文献>

〈日本語文献〉

- 石塚二葉 2015.「ドイモイ期ベトナムにおける国会の刷新と政治的機能」山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性』（研究双書 No.621）アジア経済研究所 109-140.
- 五島文雄 2001.「ベトナム共産党地方組織の指導力—ベトナムにおける行政単位の変遷を通して」（アジア太平洋論叢 第11号）アジア太平洋研究会 83-143.

—————2004. 「ベトナムの行政改革と社レベルの変容」 石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』（研究双書 No.540）アジア経済研究所 223-295.

〈英語文献〉

- Abrami, Regina, Edmund Malesky, and Yu Zheng. 2013. “Vietnam through Chinese eyes: Divergent Accountability in Single-Party Regimes.” In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, edited by Martin K. Dimitrov. New York: Cambridge University Press. 237-275.
- Dang Phong and Melanie Beresford. 1998. *Authority Relations and Economic Decision-Making in Vietnam: An Historical Perspective*. NIAS.
- Gainsborough, Martin. 2005. “Party Control: Electoral Campaigning in Vietnam in the Run-up to the May 2002 National Assembly Election.” *Pacific Affairs* 78(1), 57-75.
- Hicks, Natalie. 2004. “Organisational Adventures in District Government in Long An Province: Central Regulation versus Local Initiative.” *European Journal of East Asian Studies* 3(2), 279-305.
- Koh, David W. H. 2006. *Wards of Hanoi*. ISEAS.
- Malesky, Edmund. 2009. “Gerrymandering—Vietnamese Style: Escaping the Partial Reform Equilibrium in a Nondemocratic Regime.” *The Journal of Politics* 71(1), 132–159.
- 2014. “Understanding the Confidence Vote in Vietnamese National Assembly: An Update on “Adverse Effects of Sunshine.” In *Politics in Contemporary Vietnam: Party, State, and Authority Relations*, edited by Jonathan D. London. Palgrave Macmillan 84-99.
- Malesky, Edmund and Paul Schuler. 2008. “Why do Single-Party Regimes Hold Elections? An Analysis of Candidate Data in Vietnam's 2007 National Assembly Contest.” Available at [https://www.researchgate.net/publication/228869053\\_Why\\_do\\_Single-Party\\_Regimes\\_Hold\\_Elections\\_An\\_Analysis\\_of\\_Candidate\\_Data\\_in\\_Vietnam's\\_2007\\_National\\_Assembly\\_Contest/citations](https://www.researchgate.net/publication/228869053_Why_do_Single-Party_Regimes_Hold_Elections_An_Analysis_of_Candidate_Data_in_Vietnam's_2007_National_Assembly_Contest/citations) (2020年3月6日閲覧).
- 2009. “Paint-by-Numbers Democracy: The Stakes, Structure, and Results of the 2007 Vietnamese National Assembly Election.” *Journal of Vietnamese Studies* 4(1), 1-48.
- 2010. “Nodding or Needling: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament.” *American Political Science Review* 104(3): 482-502.
- 2011. “The Single-Party Dictator’s Dilemma: Information in Elections without Opposition.” *Legislative Studies Quarterly* 36(4), 491-530.
- 2013. “Star Search: Do Elections Help Nondemocratic Regimes Identify New Leaders?” *Journal of East Asian Studies* 13, 35-68.

- Malesky, Edmund, Paul Schuler, and Anh Tran. 2012. "The Adverse Effects of Sunshine: Evidence from a Field Experiment on Legislative Transparency in an Authoritarian Assembly." *American Political Science Review* 106(4): 762-786.
- Salomon, Matthieu. 2007. "Power and Representation at the Vietnamese National Assembly: The Scope and Limits of Political Doi Moi." In *Vietnam's New Order: International Perspectives on the State and Reform in Vietnam*, edited by Stephanie Balme and Mark Sidel. Palgrave Macmillan, 198-216.
- Thiem Hai Bui. 2014. "Elections in a Communist Party Regime: Vietnam's Electoral Integrity Reforms and Challenges." Paper presented at the Australian Political Studies Association Annual Conference. Available at [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2440088](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2440088) (2020年3月6日閲覧).
- World Bank. 2011. *Vietnam Urbanization Review: Technical Assistance Report*. Washington, DC: World Bank. Available at <http://documents.worldbank.org/curated/en/225041468177548577/Vietnam-urbanization-review-technical-assistance-report> (2020年3月6日閲覧).

〈越語文献〉

- Ban Tuyên giáo Trung ương (BTGTW) (中央宣教委員会) . 2016. "Đề cương Tuyên truyền kết quả cuộc bầu cử Đại biểu Quốc hội khóa XIV và đại biểu Hội đồng nhân dân các cấp nhiệm kỳ 2016-2021. (第14期国会代表および2016-2021年任期の各級人民評議会代表選挙結果宣伝要綱)" *Tuyên giáo* (宣教), July 18.
- Bộ Nội vụ (内務省) . 2012. *Niên giám Quốc hội-Chính phủ khóa XIII, Hội đồng nhân dân, Ủy ban nhân dân nhiệm kỳ 2011-2016* (第13期国会・政府、2011-2016年任期の人民評議会・人民委員会年鑑) . VIETBOOKS.
- Đoàn Minh Huân - Nguyễn Ngọc Hà. 2010. *Lịch sử Chính quyền Thành phố Hà Nội (1945-2005)* (ハノイ市政権の歴史 (1945-2005年)) . NXB Hà Nội (ハノイ出版社) .

〈統計資料〉

- ベトナム統計年鑑 (各年)